

改正後	改正前
<p>埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>第一条～第十七条 (略)</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(管理者が定める子を含む。)を養育するため一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この項において「要介護者」という。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。以下この項において同じ。)、介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間(当該要介護者に係る介護休暇の期間と重複する期間を除く。)内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、修学部分休業(当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、二年を超えない範囲内において管理者が定める期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)又は高齢者部分休業(当該職員が管理者が定める年齢に達した日以後の日で申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(地方公務員法第二十八条の六第一項に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)につき管理者の承認を受けて勤務しない場合は、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>第十九条～第二十二条 (略)</p>	<p>埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>第一条～第十七条 (略)</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(管理者が定める子を含む。)を養育するため一日の勤務時間の一部(二時間を超えない範囲内の時間に限る。))について勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この項において「要介護者」という。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。以下この項において同じ。)、介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間(当該要介護者に係る介護休暇の期間と重複する期間を除く。)内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、修学部分休業(当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、二年を超えない範囲内において管理者が定める期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)又は高齢者部分休業(当該職員が管理者が定める年齢に達した日以後の日で申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(地方公務員法第二十八条の六第一項に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)につき管理者の承認を受けて勤務しない場合は、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>第十九条～第二十二条 (略)</p>